

実用新案ってたまに聞くけど、何？

「**実用新案登録済**」っていう表示、たまに見かけますよね。

知的財産に詳しくない人は、この表示を見て「ふ～ん、この商品って、何か知らないけど登録されていて、よくわからないけど良いものなのかな？」と感じるかもしれません。

でも、ちょっと待って下さい。

たとえ、その商品に「実用新案登録済み」と書いてあっても、

「**その商品が良いものかどうかは全く無関係**」なんです。

さらに言うと、その実用新案登録は「**ハリボテのような権利**」かもしれません。

なぜかという、特許庁では、

「**申請された書類の中身を吟味しないで登録**」するからです。

＼(◎o◎)／！

なので、申請された内容がどんなにつまらないものであっても、登録されて、表彰状のような「実用新案登録証」がもらえます！（一定の条件あり）



でも、これでも権利としては特許権と同じ「**独占権**」なんです。

しかも、中にはハリボテかと思ったら、まともな権利もあったりして、実用新案権の侵害訴訟の裁判で、権利者に損害賠償が認められたこともあります！

実用新案って、**玉石混淆(ぎよくせきこんこう)**の権利ですね。

次号に続く